

意見書案第 14 号
令和7年12月19日

長岡京市議会議長

上 村 真 造 様

発議者 宮小路 康 文

田 村 直 義

三 木 常 照

福 島 和 人

小 原 明 大

川 口 良 江

富 田 達 也

意見書の提出について

ギャンブル依存症をはじめ、ギャンブル等の問題に関する対策強化を求める意
見書（案）

を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

ギャンブル依存症をはじめ、ギャンブル等の問題に関する対策強化を求める意見書（案）

ギャンブル依存症をはじめギャンブル等は、日常生活や社会活動に支障を生じさせ、多重債務や失業、借金や貧困といった経済的问题、引きこもりやうつ病の発症といった健康問題、さらには幼い子どもを含めた家族とのトラブルや虐待、自死を引き起こし、人生を崩壊させるといった深刻な問題がある。

警察庁の令和6年度「オンラインカジノの実態把握のための調査研究」によると違法オンラインカジノサイトはスマートフォンやタブレットで誰でも手軽に利用可能となっており、利用経験者は推計337万人で、国民の36.8人に1人、年間賭額は約1兆2,000億円である。利用経験者のうち62%が10～30代、10～30代の経験者のうち56%がオンラインカジノ起因の借金経験あり、利用経験者の59%が自身を「ギャンブル依存症」と自覚しているという研究結果が出ている。（警察庁：令和6年度「オンラインカジノの実態把握のための調査研究」より出典）。

令和7年9月25日、違法オンラインギャンブル等への誘導行為の禁止、広告・宣伝行為の禁止などが盛り込まれた「改正ギャンブル等依存症対策基本法」が施行されたが、違法オンラインギャンブル関連の規制強化に罰則がないことなど、違法であることを明確にしただけにとどまり、根本的な問題の解決には不十分な内容である。

被害の若年化、深刻化は、国として敏捷に対応しなくてはならない喫緊の課題である。よって国におかれでは、違法オンラインカジノの規制を強化し、ギャンブル等依存症への対策の拡充、関係機関への支援を充実させるべく、下記の事項について、強く要望する。

記

1. 違法オンラインカジノ賭博の抑止効果を高めるために、実効性のある罰則規定を盛り込んだ、違法オンラインカジノ新法を早急に制定すること。特にオンライン上で違法賭博の拡大を助長する収納代行業者やアフィリエーターに対しての厳罰化を求める。具体的には、罰金額の引き上げ、収益没収、刑事罰の適用範囲拡大などの措置を講じること。
2. 違法オンラインカジノ対策として、児童ポルノ対策等と同様に、日本国内からのアクセスを技術的に遮断する「ブロッキング措置」の導入が必要不可欠である。フィルタリング機能では、利用者自身が容易に解除可能であるた

め、実効性が十分とは言えない。ブロッキング措置については、スイス（2019年7月施行）をはじめとする諸外国で導入事例があり、違法オンラインカジノの利用抑制に大きな効果があるという調査結果が出ている。根本的な対策となることが期待されるブロッキング措置について早急に日本国内でも同様の措置を講じることで、違法オンラインカジノの根本的な対策となることが期待される。

3. 違法オンラインカジノへの送金等を抑止するために、クレジットカード決済だけでなく、暗号資産を含むすべての決済手段に対する実態を解明するとともに、決済代行業者等の取締りを徹底、規制の強化をすること。
4. 違法オンラインカジノ事業者は、アクセスした個人情報をプロファイリングし、ターゲティング広告で執拗に誘い、また、依存性を高めるために勝敗を調整している。これらのこと生徒・保護者に伝え、違法オンラインカジノから子どもたちを守る必要がある。学童期から、違法オンラインカジノは有害なものであることを伝えていくよう有効な媒体や方法での周知を早急に進めること。
5. 借金の肩代わりをする、本人の代わりに会社への休みの連絡をするなど、本人が起こした問題の尻拭いをするのは逆効果であることがわかっている（厚生労働省HP：依存症についてもっと知りたい方へより抜粋）。違法オンラインカジノをはじめとする、ギャンブル等を起因とする借金の肩代わりが疑われるケースを早期に発見し、相談窓口へ繋ぐために「肩代わりする前に相談にいこう！」のような統一スローガンを掲げ、全国の警察署や金融機関の窓口・ATMにポスターを掲示するなど、有効な媒体や方法での周知を早急に進めること。
6. 内閣府の自殺対策に関する意識調査によると、ギャンブル依存症は自殺との関連性が高く、自殺念慮の生涯経験率は62.1%、自殺企図の生涯経験率は40.5%であり、個人の弱さや単なる借金苦からではなく、病気から起こる自殺・自殺未遂のリスクの深刻さが国民に知られていない。公衆衛生の観点から、違法オンラインカジノだけでなく、公営競技等においても、その行為によって一定数依存症を発症し自死に繋がる恐れがあるという注意喚起の表示を事業者に義務付けること。
7. 我が国において、アルコール依存症64.4万人、薬物依存症65万人、ギャンブル等依存症211万人とゲーム依存症（人数について厚生労働省は研究中と発表）の、4つの依存症対策の推進にかかる令和6年度予算は8.4億円、そのうちのわずか5,000万円が依存症に関する普及啓発の実施の予算（厚生労働省HPより出典）となっており、ギャンブル等依存症普及啓発事業が推進されているとは言い難い状況である。ギャンブル等による害の研究、防止、および治療の予算捻出策として、英国では2026年4月よ

り、ギャンブル等事業者の総収益に対して1%の課徴金が導入される。大阪IR開業を目前に控えている日本も英國に倣い、公営競技等の事業者や宝くじ等の事業や遊技事業者にギャンブル問題の予算のための課徴金を義務付け、調査研究・支援体制の整備・民間団体支援・普及啓発を実施できるような対策のより一層の強化を図ること。法律を定めること。

8. 大阪IR施設内で、MGM大阪株式会社によるゲーミング教室が行われる（大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画：36頁より出典）。健全なギャンブル行動を促すためのツールであるとされているが、産業側が積極的にプレイを促すこと自体がギャンブル依存症リスクを高める行為であることから、国の責任でゲーミング教室を中止すること。
9. ギャンブル等依存症対策においては、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。ギャンブル等依存症対策推進本部において、各省庁や関係機関への調整を強力に進めるとともに、連携体制の構築、取締り体制の強化など、より一層の取り組みを進めること。
10. ギャンブル依存症になるリスクの要因の一つに「ギャンブルの開始年齢が若い」ということがあげられる（日本アルコール・薬物医学会雑誌：第53巻第6号より出典）。未成年でギャンブル等を行うことは依存症発症のリスクが非常に高まるため、違法オンラインカジノ対策を行うとともに、公営競技等においても事業主に対して現状より一層、パチンコ等遊戯の年齢制限を厳守させるよう、年齢確認制度を義務付け、違反者には罰金を科すなど、必要な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

京都府長岡市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

農林水産大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（金融）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
国家公安委員会委員長